**・他の金融機関のお借換えにはご利用いただけません。**

**・「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を適用するための重要な書類です。お手数ですが、公庫にご提出いただく前に、写しを取得されることをお勧めします。**

令和　　年　　月　　日

**いずれか一方にチェックしてください。**

株式会社日本政策金融公庫　御中

住　　　　所

商号又は名称

代表者名

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少の申告書

次表のとおり、新型コロナウイルスの影響により最近１ヵ月間の売上高または過去６ヵ月間の平均売上高が５％以上減少していることを申告します。

**①、②、⑤または⑥の金額が比較対象の金額と比べ、５％以上減少している方が対象となります。**

|  |  |
| --- | --- |
| 業歴 | 比較対象 |
| **業歴が１年１ヵ月以上の方** | 「①と③」、「②と④」のいずれかの金額 |
| **業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方等** | 「⑤と⑦」、「⑤と⑧」、「⑤と⑨」、「⑥と⑦」、「⑥と⑧」、「⑥と⑨」のいずれかの金額 |

**＜業歴が１年１ヵ月以上の方＞**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○次のいずれかにチェックのうえ、ご記入ください。[ ]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 最近１ヵ月間の売上高（①） | 年　　　月千円 |  | 前年、２年前、３年前、４年前、５年前または６年前の同期の売上高（③） | 年　　　月千円 |

[ ]

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 過去６ヵ月間の平均売上高（②） | 　年　月～　年　月千円 |  | 前年、２年前、３年前、４年前、５年前または６年前の同期の平均売上高（④） | 　年　月～　年　月千円 |

 |

**＜業歴が３ヵ月以上１年１ヵ月未満の方等＞**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○次のいずれかにチェックのうえ、ご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 最近１ヵ月間の[ ] 売上高（⑤） | 年　　　月千円 |

[ ]

|  |  |
| --- | --- |
| 過去６ヵ月間の平均売上高（※）（⑥） | 　年　月～ 年　月千円 |

 |  | ○比較対象のいずれかにチェックのうえ、ご記入ください。[ ]

|  |  |
| --- | --- |
| 過去３ヵ月間の平均売上高（⑦） | 　年　月～　年　月千円 |

[ ]

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年12月の売上高（⑧） | 千円 |

[ ]

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年10月から令和元年12月までの平均売上高（⑨） | 千円 |

 |
| （※）業歴６ヵ月未満の場合は、開業から最近１ヵ月間までの平均売上高 |

（注）１　確定申告決算書、試算表、売上帳等に基づき正確に記載してください。

　　　なお、後日、公庫から根拠資料の提出をお願いする場合がありますのであらかじめご了承ください。

　２　「過去６ヵ月間の平均売上高（②）（⑥）」および「過去３ヵ月間の平均売上高（⑦）」は、最近１ヵ月の売上高を含む期間の平均売上高を記載してください。

３　最近１ヵ月間の売上高および過去６ヵ月間の平均売上高（以下、これらを総称して「最近１ヵ月間の売上高等」という。）が前年、２年前、３年前、４年前、５年前および６年前の同期に比して５％以上減少していない場合であっても、前年、２年前、３年前、４年前、５年前および６年前の同期における売上高が特殊事情の影響を受けているときは、最近１ヵ月間の売上高等と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高で比較することが可能です。その場合、③または④欄に当該影響を受ける前における直近の同期の売上高を記載してください。

４　業歴１年１ヵ月以上１年６ヵ月未満の方が過去６ヵ月間の平均売上高で比較する場合は、業歴３ヵ月以上１年１ヵ月未満の場合と同様に、過去６ヵ月間の平均売上高と過去３ヵ月間の平均売上高とを比較することができます。その場合は、⑥および⑦の欄に売上高を記載してください。

５　不動産賃貸業等、契約に基づき定期的に売上として計上される業種を営む方であって、新型コロナウイルス感染症の影響により取引先に対し支払の免除もしくは猶予を実施している場合または取引先からの支払い遅延がある場合は、当該金額を最近１ヵ月間の売上高等から控除することができます。

（Ｒ６．１）